

オフィスフォーティーズ 企業法務シリーズ
CIETAC仲裁事例研究5 出資持分の「抵押」と経営請負

著者	村上 幸隆
雑誌名	JCAジャーナル
巻	47
号	7
ページ	30-34
発行年	2000-07-10
権利	(C) 日本商事仲裁協会：このデータは日本商事仲裁協会からの許諾を得て作成しています。
URL	http://hdl.handle.net/10112/6633

オフィスフォーティーズ 企業法務シリーズ
CIETAC仲裁事例研究⑤

出資持分の「抵押」と経営請負

村上幸隆*

【事案の概要】

申訴人 X公司（雲南省）
被訴人 Y公司（香港）
仲裁機関 CIETAC深圳分会

1. 1990年4月、X・A公司（深圳）・Yは、深圳B時装有限公司の合弁契約を締結、1990年8月13日、認可を経た（その後、A公司是、合弁会社から撤退したので、董事会の同意を経て、当該合弁会社の出資額はXに引き継がれた）。合弁契約の内容は次の通りであった。

- (1) 合弁期限は、1990年8月13日から10年間。
- (2) 総投資額は200万香港ドル、登録資本は170万香港ドル。Xは80万香港ドルを出資し、投資総額の40%とする。Yは120万香港ドルを出資し、投資総額の60%とし、設備をもって出資する。

2. 1990年10月1日、董事会の同意を経て、双方はYが経営を請け負う合弁会社請負経営契約書を締結した。請負契約内容は次の通りであった。

- (1) Yは1990年10月1日から1995年9月30日まで、合弁会社の請負経営する。Yが人事、労働管理、財務管理、資産の使用、原料の購入、生産加工、製品販売の自主権を有し、請負期間の生産経営及び内部管理につき経済・法律責任を負い、請負期間内の合弁会社の名義で

発生した全部の債権債務について、それを享受し、負担する。

- (2) Yは、毎年分配可利益68万香港ドルを実現し、Xが40%、Yが60%に分ける。1993年3月30日までに双方が投資した元本・利息を全部回収する。
- (3) Yは、Xに対し、1994年3月30日までに27.2万香港ドルを納付し、1995年3月30日まで27.2万香港ドルを納付し、1995年9月30日までに13.6万香港ドルを納付する。Xが投資した元本・利息及びXに納付すべき利益の支払が遅延した場合は、1か月が経過する毎に年利15%を付加し、2年半以内に投資した元本・利息が回収不能の場合は、Yは、Xの未回収の元本・利息を補償し、又はXの出資持分を換金し及び合弁会社の出資持分の比率を調整することとする。

3. Yが合弁会社の経営請負をして13か月後、合弁会社の負債は100.6万人民元に達し、その内、中国銀行宝安辦事処からの借入金は60万人民元に達した。

4. 1991年11月22日、双方は、Xによる合弁会社の経営管理合意書に調印締結した。合意書の内容は、次の通りである。

- (1) Yは、40万香港ドルの出資持分を30万人民元の債務の「抵押」に充て、残りの70.6万人民元は、18か月以内に、即ち1993年5月末までに完済する。この債務が1993年11月30日までに完済されない場合は、Yの80万香港ドルの

* むらかみ ゆきたか
弁護士
現代アジア法研究会会員

出資持分を「抵押」に充てる。

(2) Xが経営管理の責任を負う期間を5年とし、1991年11月21日から1996年11月20日とし、Xにより合併会社の単独の自主経営管理とする。

5. 合意書締結調印後、Yは、その合併会社の単独請負期間に形成された債務の残額の70.6万人民元を返済しなかった。

6. Xは、中国国際経済貿易仲裁委員会深圳分会に、仲裁申請を提出し、Yに対する裁決を要求した。

(1) その合併会社請負期間に作った70.6万人民元の債務を償還せよ。

(2) 遅延利息5万2526.4人民元を支払え。

(3) 銀行利息2万5110人民元を支払え。

尚、Xは、1992年11月23日に、合併会社の財産保全の申請を行い、深圳分会は当日この申請を広東省深圳市中級人民法院に提出した。

【仲裁判断】

(主文)

1. Yは、合併会社の実際の請負期間において作り出された負債100万6000人民元及び利息9万3683.8人民元を負担しなければならない、並びにその請負期間に作り出されたその他の欠損を負担しなければならない。Yは、本裁決書作成の日から30日以内に、上記109万9683.8人民元を合併会社に支払い、期限が経過しても支払がない場合には、年率12%の利息を付して支払わなければならない。

2. 本案仲裁費及び事案処理費は、すべてYの負担とする。

(理由)

1. 請負契約は、合併会社を注文者としてYを請負人として締結しなければならない、かつ関係行政法規により政府関係部門に報告、認可後効力を生じる。当該請負契約は合併会社の双方により締結し、且つ報告認可手続が未完成であるが、実際に履行された。

2. 実際の請負期間において、合併会社の資産及び生産経営権は完全にYによりコントロール及び管理されており、合併会社の資産に対して管理し、債権債務及びXの投資収益について責任を負担していた。Yは、13か月の請負期間において、合併会社の負債100.6万人民元を作り出し、Yは全部の責任を負担しなければならない。

3. Yは、合意書において、40万香港ドルの出資持分を30万人民元の債務の「抵押」に充て、その余の人民元の債務について、1993年11月30日までに完済できないときは、その余の出資持分を「抵押」に充てることを承諾している。

しかしこれは、双方当事者の合意により一方が合併会社の登録資本において占める出資持分を相手方に「抵押」に充て、もって債務の弁済に当てる責任の方式であり、實際上Yが有する合併会社の登録資本(出資持分)をXに譲渡しようとするものである。

《中華人民共和国中外合弁企業法》第4条の規定は、「合併会社の登録資本の内、外国側合弁者の投資比率は一般に100分の25を下回らないものとする。」、当該法の《実施条例》第24条の規定は、「合併会社の登録資本の増額、譲渡又はその他の方式による処分は、董事会で決議し、かつ原認可機関の認可を受け、原登記管理機関で登記変更の手続をとらなければならない。」。

上記の双方合意書に基づく執行により、Yの出資比率になり、実際すでに中外合弁会社の性質が改変され、且つこの種の出資持分の「抵押」をもって債務の償還に充てるのは、実質出資持分譲渡の方式であり、原審査認可機関の認可を経おらず、無効である。

4. それゆえ、仲裁廷は、次の通り認識した。

Yによる請負経営期間において作り出された大量の負債及び欠損の責任は、Yによって負担されなければならない。Yが100万6000人民元及び利息9万3683.8人民元は、合併会社に支払い、もって債務の償還に当てなければならない、並びに請負期間において作り出された合併会社のそ

の他の欠損を負担しなければならない。

(出典：郭曉文主編『中国国際経済貿易仲裁案例分析(第二卷)』香港三聯書店1997年165頁～170頁)

【解説】

1. 本件は、合弁会社を設立した当初から、合弁の一方当事者(外資側)に経営請負をさせたが、うまく行かなかったので、途中で他方当事者(中国側)に経営請負をさせたものである。

本件における論点は、合弁会社の経営請負(原文：承包)⁽¹⁾と出資持分(原文：股權)⁽²⁾に対する「抵押」の設定である。

仲裁申請された紛争それ自体は、外資側が経営請負していた期間において生じた損失の処理をめぐってである。

2. 本件でまず奇妙に感じられるのは、Xのなした仲裁申請の趣旨である。

Yに対して「支払え」とあるが、「誰」に対して支払えといっているのが不明である。

通常であれば、申訴人である「X」に対して支払え、という申請の趣旨になっているのが自然である。しかし、仲裁判断の主文は、明確に「合弁会社」に対して支払えとなっている。

Xが、「合弁会社」に対して支払えという仲裁申請の趣旨を掲げていたというのであれば、仲裁申請の趣旨と主文とは矛盾しない。しかし、Xが法的には第三者である「合弁会社」に対して支払えという仲裁申請をなすこと自体おかしいし、果たして仲裁申請を受理できるのか、という問題がある。

逆に、「X」に対して支払えという仲裁申請をしていたにもかかわらず「合弁会社」に対して支払えと仲裁判断を下したとすれば、求められていない事項について仲裁判断を下したということで違法な判断になるのではないかと考えられる。

こうした問題が生じるのは、合弁会社の経営請負の実態が、余りに多くの問題を含んでいるからである。特に仲裁申請の趣旨の奇妙さとの点に関しては、経営請負契約の当事者が誰であ

るべきか、という問題にかかわっているように思われる。

3. 合弁会社の経営請負については、「合弁会社の経営請負に関する規定」(原文：関于承包經營中外合弁經營企業規定)1990年9月13日對外經濟貿易部、國家工商行政管理局公布(以下、「経営請負規定」という)により規制される。

経営請負契約についての要件は種々規定されているが、経営請負契約の当事者に関しては、「合弁会社」と「請負人」との間でなされなければならない。本事例は、合弁の出資当事者間でなされており、経営請負規定に反している。このように出資当事者間において経営請負契約を締結したという事から、当事者の認識として、「誰」が「誰」に対して請求するのかという点が、本来あるべき姿からかけ離れてしまっている。そのため仲裁申請の趣旨も不明確なものになってしまったのではないかと考えられる。

本件の「経営請負契約」が有効か無効かという点に関しては、仲裁判断においては全くといってよほど触れるところがない。「認可は経ていないが実際にやってしまった」という判断をしているだけである。本来は、「経営請負契約」が有効かどうかについて判断すべきであったと思われる。

本件の仲裁判断は、「認可は経ていないけれど、実際にやってしまったのだからそれを前提に判断しないと仕方がない。仲裁判断をする前提としては、無効と判断したところで仕方がない」ということから、結果として有効であるとして判断しているように思われる。

4. 本件でもう一つ奇妙なことは、Yの主張が全く取り上げられていないことである。仲裁判断に対する態度として、事実上全く争わなかったのだろうか、とも思える。

従って、上述したような争点について、当事者が真剣に争わなかったために、仲裁廷もそれほど重要な争点だと考えずに判断したとも考えられるのである。

5. 次に本件では、出資持分（原文：股権）に対する「抵押（原文）」の効力が問題となっている。

仲裁廷は、本件における「抵押」権設定は無効であるとして、Yに対して、Yが請負経営をしていた期間において発生させた100.6万人民元を負担するとしている。この主文自体、申請の趣旨の金額である70.6万人民元を超えるものであって、違法なのではないかという疑問は残る。

それはひとまずおくとして、実体判断としては、100.6万円の損失の内、「Yは、40万香港ドルの出資持分を30万人民元の債務の抵押に充て」「Xが投資した元本・利息及びXに納付すべき利益の支払が遅延した場合は…Xの出資持分を換金」するという「抵押」権設定及びその実行方法としての「換金」を有効であると判断すれば、損失額は70.6万円となるはずである。

しかし仲裁廷は、こうした「抵押」権設定契約を無効と解している。

6. 本件における出資持分に対する「抵押」権設定については、様々な問題点が指摘できる。

(1) 「Yは、40万香港ドルの出資持分を30万人民元の債務の「抵押」に充て」とあるが、「30万人民元の債務」における債権者は一体誰なのか。

この30万人民元というのは、Yが経営請負をしている間に合弁会社に発生した損失100.6万円の内の30万人民元ということになる。

従って、まず合弁会社（又はY）に対する個別の債権者の債権でないことは明らかである。

では、債権者は合弁会社なのだろうか。

仲裁廷の主文からすると、Yは合弁会社に対して、発生させた損失100.6万円を支払えということであるから、合弁会社のYに対する債権ということになる。

ところが一方、「双方当事者の合意により一方が合弁会社の登録資本において占める出資持分を相手方に「抵押」に充て、もって債務の弁済に当てる責任の方式であり、實際上Yが有する合弁会社の登録資本（出資持分）を

Xに譲渡しようとするものであり、「中外合弁会社の性質が改変され」と判示している。

これは、「抵押」権設定→換金（原文：変売）により、Yの出資持分がXに移転するから、合弁会社としての性質を充足なくなるということを行っているのであって、債権者はXであるということとその前提としている。

ここにおいても、先ほどの「経営請負契約の当事者が誰であるのか」という点についての混同が影響を与えているように思われる。
(2) ところで「抵押」（原文）は、「抵当権」なのか。

本件が発生した当時、担保法は制定、公布されていなかった⁽⁹⁾。当時は、民法通則に簡単な規定があるだけであった（民法通則89条）。

民法通則においては質権（原文：質押）についての規定はなく、抵当権（原文：抵押）」という概念に質権を含めた約定担保物権の総称として用いていた。従って、「抵押」との記載があっても、それが抵当権であると即断するわけには行かない。

では、出資持分は抵当権の対象となるのか。

担保法によると、土地使用権や建物の外に、「法に基づき抵当権を設定することができるその他の財産」に対して抵当権が設定できるとされている（担保法34条）。

この点、合弁会社の出資持分に対する質権設定については、「外資投資企業出資者の出資持分変更についての若干の規定」〔原文：外商投資企業投資者股権変更的若干規定〕6条、12条に規定があるが、抵当権設定については全く規定がない。

以上のようなことから考えると、（本件当時詳細な規定がなかったとはいえ）、法の態度として、出資持分に対しては抵当権設定を認めないという立場であったといつてよく、本件の場合には質権設定であったと考えるのが妥当であろう。

(3) 出資持分を「換金」（原文：変売）するとはどういうことか。

担保法は、質権実行方法として、担保物の

金銭評価、担保物の競売及び担保物の換金の3種類を定めた(担保法63条)。

担保物の換金とは、担保権者が私的に担保物を売却して換金し、その代金から優先的に被担保債権の満足を受けることである。この金銭評価、換金というのは、裁判所の手続を経ない、いわば私的実行である。

仲裁廷は、質権設定と換金をもって一セットのものとしてとらえ、Yの出資持分のXへの譲渡と理解したのである。

(4) 質権設定契約の要件を満たしているのか。

仲裁廷は、本件「抵押」権設定契約を無効であると判断した。

これは、実際上Yの出資持分をXに譲渡しようとするものであるが、①合弁法4条に定める外資側が25%以上であることと、②合弁法実施条例24条の要件である理事会決議と原認可機関の認可を経ない点から、無効であると解したものである。

(5) 出資持分への担保権設定はどのようにすればよいのか。

上述したように、出資持分に対しては質権設定ということになる。

「外資投資企業出資者の出資持分変更についての若干の規定」6条及び12条によると、他の出資者全員の同意書、董事会の全員一致、認可機関の認可が必要である。

又、担保法第78条3項の準用により、質権の効力は出資者名簿に質権設定が記載されたときに生じる。

従って、現行法の下においても、本件の「抵押」権設定契約というのは、無効であるというほかなく、この点に関する仲裁廷の判断は妥当であると考えられる。

7. 尚、Xは、本件の仲裁申請をするとともに合弁会社の財産保全の申請を行い、CIETAC深圳分会が広東省深圳市中級人民法院に提出した。

これは、当事者の財産保全の申請をする場合は、仲裁委員会は民事訴訟法の関連規定に基づき当事者の申請を人民法院に提出しなければな

らないという仲裁法28条2項の規定に基づきなしたものである。

そして、本件が涉外事件であるため、中級人民法院にその申請を提出したものである(民事訴訟法258条)。

この保全申請が認められたかどうかについては不明である。

しかし、保全申請の対象が「合弁会社の財産」であるというのも、まことに奇妙なことである。

ここにも、経営請負契約における当事者の混同が現れているように思われる。■

[注]

- (1) 「経営承包」の日本語訳については、「経営請負」と訳する者(塚本宏明監修「中国における外商投資企業のリストラ及び撤退実務」国際商事法務27巻7号(1999年7月)798頁~808頁)と、「経営委任」と訳する者(粟津光世・本オフィスフォーティーズ企業法務シリーズCIETAC仲裁事例研究①の「合弁経営の委任—中外合資企業承包合同の有効性—」JCAジャーナル47巻3号(2000年3月)2頁~7頁とがある。

「承包」それ自体一般用語例としては「請負」と訳されることが多いことから、本稿では一応「請負」としておく。

尚、本稿の扱う論点としては、「経営請負」は副次的なものであるため、「経営請負」それ自体については上記各論文を参照されたい。

- (2) 「股権」とは、「外資投資企業出資者の出資持分変更についての若干の規定」(原文：外商投資企業投資者股権変更的若干規定)に定める「出資持分」のことである。

三資企業法における「出資持分」についての用語に関しては、「出資額」(合弁法実施条例23条)、「合同中的権利」(合作法実施細則23条)等と表現されていたが、現在ではこの用語に統一されたといつてよいと思われる。

- (3) 担保法の日本語訳条文及びその内容の解説については、拙著「中国担保法とその問題点(1)~(3)」JCAジャーナル1996年4月号~6月号を参照されたい。